

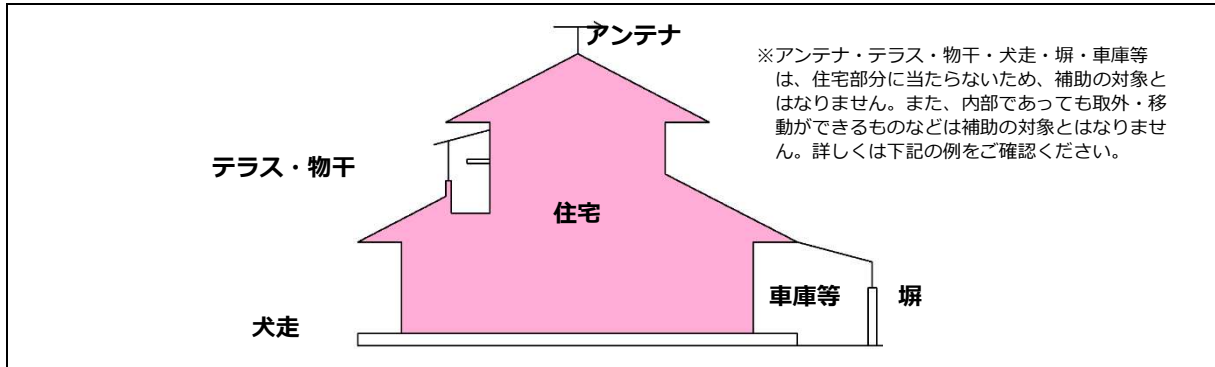
住宅リフォーム補助金対象工事

【対象工事】

限られた予算の範囲内で、最大限の住宅所有者（市民）の居住環境の向上を図るため、居住している住宅部分の工事のみを対象とします。

【住宅部分と見なす判断基準】

※屋根・外壁で囲まれた内側を住宅部分とする【下図：ピンク色部分】



(1) 補助対象と認められる工事の具体例

工事区分	工 事
屋根	屋根の葺替・棟瓦の積直・破風・雨樋改修 ※住宅と同一構造体の下屋・霧除けは対象となります
防水	ウレタン防水・FRP 防水・シート防水・シーリング打替改修
外壁	外壁の張替改修 ※住宅と同一構造体の袖壁・玄関ポーチ柱は対象となります
建具	屋内外建具改修・交換、ガラスの交換、襖表・障子・網戸の張替、二重サッシ・アコーディオンカーテン・シャッター・戸袋の設置
内装	床材・壁材・天井材の張替及び下地改修、防音・断熱改修、間仕切壁の設置、段差解消、手すりの設置、その他木工事等
塗装	屋根・外壁・内装の塗装改修
タイル	タイルの張替、下地補修
畳	畳の入替、表替、裏返し
増築	母屋の増築 ※確認申請を必要とする増改築の場合に限り確認済証又は確認申請書副本の写しの添付が必要
構造	基礎・土台・柱・壁その他構造部分の改修・補強
水回	キッチン・ユニットバス・洗面化粧台・便器（一体型の場合手洗含む）の入れ替え又は新設及びこれらに関連して行う配管・配線等 ※上記水回工事であっても部分改修は認められません。一式の交換等を行ってください
電気	住宅火災警報器（未設置の住宅は必ず設置してください）の設置
その他	上記全ての工事に関連して行う仮設工事、取外再設置工事及び解体工事等
	諸経費、値引き、消費税は支払総額のうち、補助対象工事費分のみ認められます。

(2) 補助対象と認められない工事の具体例

工事区分	工 事
屋根	日除け、テラス、テントに関する工事等 ※住宅と同一構造体でないアルミ製庇、後付けの下屋等は対象外となります
外壁	物干類、広告塔や広告看板に等に関する工事等 ※住宅と同一構造体でないアルミ製目隠し等は対象外となります
建具	鍵・戸車・取手・クローザーの交換のみ
内装	カーテン及びカーテンレール、ブラインド、ロールスクリーン、物干類、こたつ、カーペット、造付以外の家具（下駄箱・ソファ・本棚など）等
	シロアリ対策の防蟻防蟻処理、床下調湿材・換気扇設置の関連工事等
設備	ガスコンロのみ、浴槽のみ、水栓のみ、温水洗浄便座のみ、太陽熱温水器、給湯器等の機器本体交換及びそれに関連する配管等
	コンセントのみ、ブレーカーのみ、換気扇のみ、冷暖房機器等、照明器具、アンテナ、テレビ、インターフォン、太陽光発電等の機器本体交換及びそれに関連する配線等
外構・外廻	母屋以外の住宅、物置、車庫等
	犬走、塀、駐車場土間・舗装、屋外手摺・照明、玄関ポーチ（屋外の部分）、植栽等
	屋外配管・配線、浄化槽、ウッドデッキ、ベランダスノコ、濡れ縁等
その他	設備工事を主目的とした建築工事 ※補助対象工事となる水回・電気工事は除く
	引越費用、家具移動、家庭内ゴミの処分、家庭内のクリーニング等
	設計費用、各種調査費及び調整費、収入印紙代、振込手数料等
	同一箇所の工事で、市の他の制度による補助金等の交付を受けようとするもの、又は受けているもの
	10年度以内（申請年度を含まず）の間で住宅リフォーム支援事業補助金を受けている住宅の工事
同一年度内に同一人、同一住宅から複数の申請があった場合	

(3) その他補助対象と認められない具体例等

区 分	内 容
所有者要件	所有者が居住していない住宅等
施工業者要件	登録業者を使用しない工事（所有者自らが行う工事も含む）
工事要件	補助金交付決定前に工事着手したもの
	リフォーム工事を主目的としないもの 例：蜂の巣駆除に伴う軒天改修等
	補助対象額が税込10万円未満のもの
	申請年度の2月末日までに完了報告書の受付が完了しなかったもの

※：キッチン、ユニットバス、洗面台、便器のリフォームについては、既存設備の一式入替又は新設のみ対象となります。部分改修や一部の入れ替えは対象外となります。